

# 申告相談に行こう

平成28年分の所得税と平成29年度分の市民税・県民税の申告相談が始まります。平成29年1月1日現在において、にかほ市に住居登録している方の平成28年1月1日から12月31日までの期間に得た所得が申告対象です。それぞれの地区指定日に正しく申告ができるように、記載事項をよく読んで準備をしてください。



## 所得税・住民税の主な改正について

### ◆個人番号（マイナンバー）の記入

申告書に個人番号の記入が必要になりました。また、申告者のマイナンバーカードなどの写しの提出も必要となります。

### ◆多世帯同居改修工事に係る税額控除制度の創設

多世帯同居に対応したリフォーム工事を行った場合、所得税の税額控除が受けられる特例制度で平成28年4月1日以後に住まいとして使用していることが条件となります。

#### 【対象となる工事】

①キッチン②浴室③トイレ④玄関のいずれか2つ以上を増設する工事で、工事費用の合計額が50万円（補助金等の交付を受けた場合は、その補助金額を控除した後の金額）を超えるもの

### ◆相続した空家の売却で3,000万円控除

1人暮らしの親などの家（空き家）を相続して売却した際、3,000万円までの売却益については所得税が非課税になる制度です。この控除を受けるためには、その家が空き家であることや昭和56年5月31日以前に建築されたものであることなどの一定の条件を満たす必要があります。

### ◆給与収入が1,200万円を超える方の給与所得控除額の改正（改正分のみ記載）

| 給与等の収入金額<br>(給与所得の源泉徴収票の<br>支払金額) | 給与所得控除額           |       |
|-----------------------------------|-------------------|-------|
|                                   | 改正前               | 改正後   |
| 1,200万円超～<br>1,500万円以下            | 収入金額×5%<br>+170万円 | 230万円 |
| 1,500万円超～                         | 245万円             |       |

## — 詳細はこちらまで —

|               |             |
|---------------|-------------|
| 税務課市民国保税班     | ☎ 43 - 7505 |
| 金浦市民サービスセンター  | ☎ 38 - 4300 |
| 仁賀保市民サービスセンター | ☎ 32 - 3030 |
| 本荘税務署（自動音声案内） | ☎ 22 - 2335 |

## 所得税の申告が必要な方

- ①事業（自営業、農業、漁業、内職、検針等の受託）をしている方
- ②給与所得者で、年末調整を済ませていない方
- ③給与所得者で給与以外に20万円を超える所得がある方
- ④2カ所以上から給与の支払いを受けている方で主たる給与以外に20万円を超える給与収入がある方
- ⑤給与収入が2,000万円を超えた方
- ⑥給与の性質を有する支払いを受け、支払先から給与支払報告書が提出されていない方
- ⑦公的年金収入が400万円を超えた方
- ⑧不動産収入（家賃、小作料、地代等）があった方
- ⑨土地や建物を売り、譲渡所得があった方  
※高速道路や国道・県道・市道等の用地として土地や建物を譲渡した場合、その所得には所得税がかからないことがあります。住民税の申告は必要です。

## 住民税の申告が必要な方（上記①～⑨以外の方）

- ⑩給与所得者で給与以外に収入のある方
- ⑪公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外に収入がある方
- ⑫所得の有無にかかわらず次の方  
国民健康保険、後期高齢者医療保険加入者（世帯全員の申告が必要となります）
- ⑬所得および課税証明書を必要とする方（他市町村の人に扶養されている方、会社の健康保険に加入している被扶養者など）

## 所得税の申告が出来る方

- ⑭年末調整済の給与以外に源泉された所得がある方
- ⑮所得控除（医療費控除等）、税額控除（住宅借入金等特別控除等）の申告により還付を受ける方など

## 申告相談時の注意点

確定申告書はパソコンを使用して印刷されますので、税務署から確定申告書が送付されている方はそのままお持ちください。

事業所得のある方は収支をまとめた帳簿類を作成し、その内容を確認できる領収書等も持参してください。収支をまとめていない場合は申告を受けないこともあります。申告を行わない場合、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置を受けられなかったり、所得証明書等が発行できませんので、期限内に申告を行ってください。

扶養親族の給与または年金から天引きされている社会保険料（後期高齢者医療保険料・介護保険料等）は申告者の控除とはなりません。

### 【直接税務署へ申告される方へ】

確定申告書用紙の第2表に「住民税に関する事項」欄がありますので、こちらの記載も忘れずをお願いします。特に、16歳未満の扶養親族を年末調整時に申告していながら、確定申告書にその記載がされていないと、住民税上の扶養親族とならない場合があります。

## 医療費控除の申告について

平成28年中に支払った医療費の合計が、下記のとおりで控除となる金額以上であれば、医療費控除を受けることができます。また、生計を一にする親族のために支払った医療費も、本人分として合算することができます。

また、健康保険組合や生命保険などから医療費が補てんされた場合（高額療養費、高額介護サービス費、入院給付金、出産育児一時金など）は、その金額を対象の医療費から引いてください。

申告の際は、合計金額を記載した計算書と領収書を持って会場にお越しください。

### 【医療費控除対象額】

| 総所得額      | 医療費控除となる額                  |
|-----------|----------------------------|
| 200万円未満の方 | 支払い医療費合計のうち<br>総所得×5%を超えた額 |
| 200万円以上の方 | 支払い医療費合計のうち<br>10万円を超えた額   |

※医療施設まで公共交通機関（バス・電車）を使用した場合は、交通費も医療費控除の対象になります。

### 【医療費控除の対象とならないもの】

健康診断、人間ドック、インフルエンザ予防接種など「治療」でないものは控除の対象外です。

## 申告相談に必要なもの

| 対象               | 持参するもの   |
|------------------|--|
| すべての方            | マイナンバーカード（個人番号カード）の写し<br>※マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードの写し、またはマイナンバーが記載されている住民票の写しと、記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し（運転免許証、保険証、パスポートなどのうちいずれかひとつ）<br>①自分以外の家族の分の申告を併せて行う場合は、その方の分も必要<br>申告書用紙（送付されている方）<br>印かん（スタンプ印不可）<br>通帳など口座番号のわかるもの |
| 給与・年金収入があった方     | 給与・年金の源泉徴収票（コピー不可）<br>※源泉徴収票が無い方は、収入がわかるもの   |
| 事業収入があった方        | 収支内訳書および収支を確認できる帳簿類、領収書控え、事業用預金通帳など<br><b>【農業所得がある方】</b><br>収支内訳書を必ず作成・持参してください。また、農作業を委託（小作）している場合などは領収書等が必要になります。<br>農協へ出荷等されている場合、取り引き状況が科目ごとに整理された購買明細書の発行を受けることができます。   |
| 雑所得があった方         | 収入額を証明するもの（支払調書など）および必要経費の書類   |
| 医療費控除を受ける方       | 平成28年中に支払った医療費に関する領収書および計算書  |
| 社会保険料控除を受ける方     | 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の領収書、国民年金保険料の控除証明書など  |
| 生命保険・地震保険控除を受ける方 | 保険会社から交付を受けた生命保険、地震保険の控除証明書  |
| 障害者控除を受ける方       | 本人や扶養親族の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など   |
| 寄附金控除を受ける方       | 寄付した団体から交付を受けた寄附金受領書   |